

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人小茂根の郷（以下「法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用（以下「報酬等」という）について定めるものである。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、法人の職員として勤務する者をいう。
- (3) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与其他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給基準)

第3条 法人は、役員等に対して、職務執行の対価として次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている常勤理事に対しては、報酬等は支給しない。

(1) 理事会及び評議員会の出席

役員等が出席したときは、別表1による報酬及び実費弁償費。ただし、交通費の実費が、実費弁償額を超える場合は、その実費とする。

(2) 理事長の報酬

別表2に定める月次報酬。報酬の支給方法及び支給日は、法人職員の支給方法及び支給日に準じる。

(3) 役員等の報酬

役員等（理事長を除く）が、前記（1）以外で法人及び施設運営のために必要な業務を行った場合は、別表3による報酬及び実費弁償費。ただし、交通費の実費が、実費弁償額を超える場合は、その実費とする。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤理事に対する報酬は、法人の給与規程に基づき理事長が決定した金額とする。

2 法人役員（常勤理事を除く）の報酬総額は、年間6,000,000円以内とする。

（出張旅費）

第5条 役員（理事長を含む）等が、法人業務のため出張する場合は、別表4により報酬及び旅費等を支給する。但し、常勤理事は、法人の旅費規程に従うものとする。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給することができる。

4 旅費等は原則として、出張終了後に支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（公表）

第6条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

（補則）

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定めることとする。

附 則

1 この規程は、定時評議員会の議決日から施行する。

2 平成24年4月1日制定の社会福祉法人小茂根の郷「役員及び評議員の報酬等に関する規程」は、この規程の実施をもって廃止する。

別表1

名 称	報酬	実費相当額
理事会・評議員会出席報酬等	10,000円	5,000円

別表2

名 称	月次報酬の額
理事長報酬	200,000円

別表3

名 称	報酬	実費相当額
役員及び評議員業務報酬等	10,000円	5,000円

別表4

旅 費	宿泊費(1泊)	報酬1日	その他
実 費	15,000円	20,000円	実 費